

福岡県民泊施設受入対応強化補助金

第2期の募集を開始します！



県では、旅行者の満足度や利便性の向上・受入対応の強化のために、県内の民泊施設が実施するWi-Fi整備や多言語での案内・情報発信、新型コロナウイルス感染症対策等の取組みに対し、支援を行っています。

令和3年10月1日（金）より第2期の募集を開始しますので、各民泊施設の魅力向上のためにも、是非ご活用ください。

なお、すでに第1期に申請されている方でも、交付決定の総額が補助上限に達するまでは、再度申請可能です。

申請期間

令和3年10月1日（金）～令和3年11月30日（火）

※申請期間中であっても、予算が無くなり次第募集を終了させていただきます。

※申請後、書類が揃ってからの審査になりますので、審査までに時間を要します。早めの申請や事前相談等をお願いします。

※交付決定を受けた補助事業は、事業実施にかかる支払いも含め、令和4年2月28日までに完了が必要です。

補助対象施設

下記A、B両方を満たす施設が対象となります。

A. 福岡県内（北九州市及び福岡市を除く）で住宅宿泊事業法の届出を行っている施設（民泊）（住宅宿泊事業法第2条第3項）

B. 新型コロナウイルス感染症対策（消毒設備の設置、宿泊者を把握するための宿泊客名簿への正確な記載等）を講じており、福岡県の「感染防止宣言ステッカー」を掲示している施設

ただし、次の施設は対象外となります。

(1) 国及び地方公共団体が管理又は運営する施設

※国又は地方公共団体から運営委託又は指定管理を受けている施設も含む

(2) 北九州市又は福岡市に所在する施設

補助金額

○ 補助率 補助対象経費の1/2以内

○ 補助上限額 1宿泊施設につき 40万円

※売上高が前年または前々年同月比15%以上減少した中小企業・小規模事業者は、「福岡県中小企業・小規模事業者応援補助金」の活用により、補助率3/4以内、補助上限額が60万円となります。

詳しくは裏面へ

補助対象事業

旅行者の受入対応強化のために実施する以下の受入環境整備事業

- 1 施設の案内表示、室内設備の利用案内等の多言語対応
- 2 パンフレット、ホームページ等の広報物の多言語対応
- 3 タブレット端末等の多言語補助機器の整備
- 4 共用部及び客室内のテレビの国際放送設備の整備
- 5 共用部及び客室内における無料公衆無線LAN環境(Wi-Fi)整備
- 6 非常用電源装置の設置、情報機器への電源供給機器の設置
- 7 新型コロナウイルス感染症対策を目的とした整備(改修工事を伴わないもの)

申請方法

原則として郵送又はメールでの提出とします(メールの場合は、原本を後日郵送ください。)

提出書類

以下のホームページからダウンロードしてください。

【福岡県庁HPトップページ>テーマから探す>しごと・産業・観光>観光振興】

URL:<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/minnpaku2-hojo.html>



お問い合わせ・提出先

福岡県宿泊施設補助金事務局(受託事業者:(株)ACR)

住所: 〒810-0004 福岡市中央区渡辺通4-10-10
紙与天神ビル2F

電話: 092-406-2464

メール: fuku-hojo@acr.gr.jp

受付時間: 9時00分~17時00分 ※土、日、祝日を除く。